平成２１年（フ）第４４３７号
大阪市東淀川区豊里６丁目19番30号　ビューハイツ202号
破産者　菊池　初枝
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４６７号
大阪府豊中市曽根南町３丁目３番１―110号
破産者　藤田　容平
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６号
大阪府高石市高師浜１丁目17番26号
破産者　ミルティーこと　伊庭　一美
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９８号
堺市堺区中三国ヶ丘町１丁３番５－７号
破産者　岩澤稔こと　岩沢　　稔
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目14番３―403号、従前の住所神戸市兵庫区佐比江町18番地の13東陽マンション405号
破産者　田中　絹代
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４８号
神戸市兵庫区新開地１丁目４番16―606号
破産者　多田　和代
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８９９号
熊本市帯山１丁目40―11　ハウスセーラム401号
破産者　橋本　和弘
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３１９号
熊本県熊本市帯山１丁目28番２―308号
破産者　奥村　武留
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５１５号
熊本県宇城市不知火町松合1738番地
破産者　江村扶美子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８７７号
札幌市白石区菊水９条３丁目１番15―502号
破産者　佐嶋　剛三
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１３号
仙台市泉区松森字鹿島26番地の17
破産者　水澤　マキ（旧姓松野）
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
仙台市泉区七北田字東裏１番地の１　コーポ寺島202
破産者　佐藤　　強
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６３８号
仙台市泉区南中山１丁目27番地の65　パセオプラシード南中山101
破産者　相樂　伸子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１０５号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原462番地１、破産手続開始時の住所埼玉県児玉郡上里町大字神保原町416番地２
破産者　山口美智子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第１０６号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原462番地１、破産手続開始時の住所埼玉県児玉郡上里町大字神保原町416番地２
破産者　岩田　芳子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第８２号
新潟市中央区親松565番地39
破産者　小田　正毅
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４６号
新潟市中央区明石１丁目３番11号　コンフォートビル305号、前住所新潟市中央区万代５丁目８番14号　サン・トモロハイツ405号
破産者　丸山　昌吾
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４７号
新潟市中央区万代５丁目８番14号　サン・トモロハイツ405号、住民票上の住所新潟市中央区明石１丁目３番11号　コンフォートビル305号
破産者　丸山　豊子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８号
京都府福知山市字堀345番地、住民票上の住所京都府福知山市字上天津1024番地
破産者　中垣　霊子
1　決定年月日　平成21年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係